様式第２号（第５条関係）

集合住宅等の各戸検針、徴収に関する特別契約書

　（目的）

第１条　丹羽広域事務組合（以下「甲」という。）と　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が設置を承認した受水槽以下の装置（遠隔指示装置を設置する場合は、これを含む。以下「導水装置」という。）における各戸メータの検針、水道料金（以下「料金」という。）の徴収等について、次のとおり契約を締結する。

　（対象物件）

第２条　対象物件は次のとおりとする。

　所在地

　建物名

　構造　　鉄骨造　　階建

　　　　　　　　　受水槽有効容量　　　　㎥

　水道使用個数　　親メータ　　φ　　ｍｍ　　　　１個（　甲貸与　）

　　　　　　　　　子メータ　　φ　　ｍｍ　　　　　個（　集中検針型　・　直読平型　）

　（料金の算定及び徴収）

第３条　甲は、乙の設置した居住者の各戸メータ（以下「子メータ」という。）を各戸に隔月ごとに検針し、丹羽広域事務組合水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）第２４条の定める区分を適用し料金算定を行う。

２　料金の徴収方法は、子メータごとに納入通知書又は口座振替によるものとする。

　（未納の場合の措置）

第４条　甲は、入居者が料金を支払わないときは、督促をするものとする。

２　前項の督促をしてもなお支払わないときは、給水条例に基づき給水停止を行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

　（管理責任）

第５条　乙は、自己の責任において導水装置を維持管理し、次の各号に定める事項を自己の責任と負担において、速やかに実施しなければならない。

　⑴　１年以内ごとに１回の定期水質検査

　⑵　１年以内ごとに１回の定期受水槽の清掃

　⑶　子メータ前後の配管、止水栓等の修繕若しくは保温カバーの取付又は取替

　⑷　集中検針型の場合は、子メータが検定期間満了（８年ごと）したときの取替又は破損等したときの修繕

　⑸　集中検針型の場合は、集中検針盤の取替（概ね１６年ごと）又は故障時の修繕

２　導水装置から漏水等が生じて入居者等に被害を与えても、甲はその責めを負わないものとする。

３　子メータが甲の貸与する直読平型メータのものは、検定期間満了（８年ごと）時の子メータ取替については、甲が実施するものとする。なお、乙は善良な所有者の注意をもって子メータを管理し、取替時に、子メータ取替又はメータの維持管理に支障が生じたときは、甲の指示に従い、乙は自費によりこれを改善するものとする。

　（管理人の選定）

第６条　乙は、導水装置の維持管理、水道料金の納付、入居者への水道使用等に関する事項の周知等を行わせるため管理人を選定し、甲に届け出なければならない。

　（届出義務）

第７条　乙は、次の各号に該当する場合は、それぞれに従い、甲に届け出なければならない。

　⑴　管理人に変更が生じたときは速やかに届け出ること。

　⑵　導水装置の増設、改造、撤去等をする場合は、あらかじめ届け出ること。

　⑶　オートロック装置を設置しているときは、検針等の支障とならないよう当該オートロック装置の解除方法を届け出ること。なお、オートロック装置の解除方法を変更したときも同様とする。

　（親メータと子メータの差の負担）

第８条　甲が設置したメータ（以下「親メータ」という。）の使用水量が子メータの合計使用水量の８％を超える差が生じた場合は、速やかに乙にその旨を通知するとともに、その差水量にかかる料金について、乙に徴収する。なお、１㎥当たりの単価は、給水条例第２４条に定める使用料金（従量料金）の最高額を適用する。

　（所有権の移転）

第９条　乙は、給水装置及び導水装置を売却しようとするときは、この契約条項について売却先に説明するとともに、甲に売却先を売却する日までに報告しなければならない。

２　甲は、前項の報告を受理した後、速やかに乙の売却先とこの契約を締結するものとする。

３　乙は、甲が前項の契約を締結するまでは、この契約事項を履行する責を負うものとする。

４　乙は、分譲集合住宅等の所有権の移転の場合、乙に代わってこの契約事項を履行できると甲が認められるものとし、その者と甲がこの契約を締結するまでは、乙が契約事項を履行する責を負うものとする。

　（契約の周知）

第１０条　乙は、この契約の内容について入居者に周知徹底しなければならない。

　（契約の解除）

第11条　甲は、乙がこの契約を履行しないときは、契約を解除することができる。この場合の料金算定は親メータのみによるものとする。

　（契約の更新）

第12条　この契約の有効期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲、乙いずれからも異議申し出がないときは、この期間を１年延長するものとし、以後も同様とする。

　（協議決定事項）

第13条　この契約書、給水条例、同規則、給水装置施行基準及び、集合住宅等の各戸検針、徴収に関する要綱に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

　上記契約の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各々その１通を保管する。

　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　氏　名

 ※ 記名押印又は署名